問生活環境課　(57)4246

剪定枝も無駄なく再利用されています

野木町で発生した剪定枝は南部清掃センターへ搬入された後、破砕してチップにして再利用されております。また、チップの一部は同じく南部清掃センターへ搬入された生ごみと併せて堆肥にするのにも利用されています。これらの再資源化を適切に行うために、剪定枝を出す時は以下のルールを守ってください。

1. **剪定枝としてごみ集積所に出すことができるものは、長さ６０cm以下、太さ１０cm以下の木の枝または幹に限ります。（大きさが超過すると収集運搬できなくなってしまいます。）**
2. **剪定枝を束ねるときは必ず麻ひもか紙ひもを使用してください。（ビニール袋やビニールひもは再利用の妨げになりますのでご利用いただけません。）**
3. **繊維質の多い樹木（竹、シュロ等）、毒性のある樹木（うるし、アジサイ、キョウチクトウ等）は再利用できないので可燃ごみに出してください。**

   繊維質：チップ化に適さないため　　毒性：チップに毒性が残ってしまうため
4. **腐食した樹木、病害虫に侵された樹木も可燃ごみに出してください。（これらの樹木もチップ化に不適切なためです。）**
5. **木の根および、ひもで縛るのが困難な小枝についても可燃ごみになります。（可能な限りひもで縛って剪定枝として出してください。）**

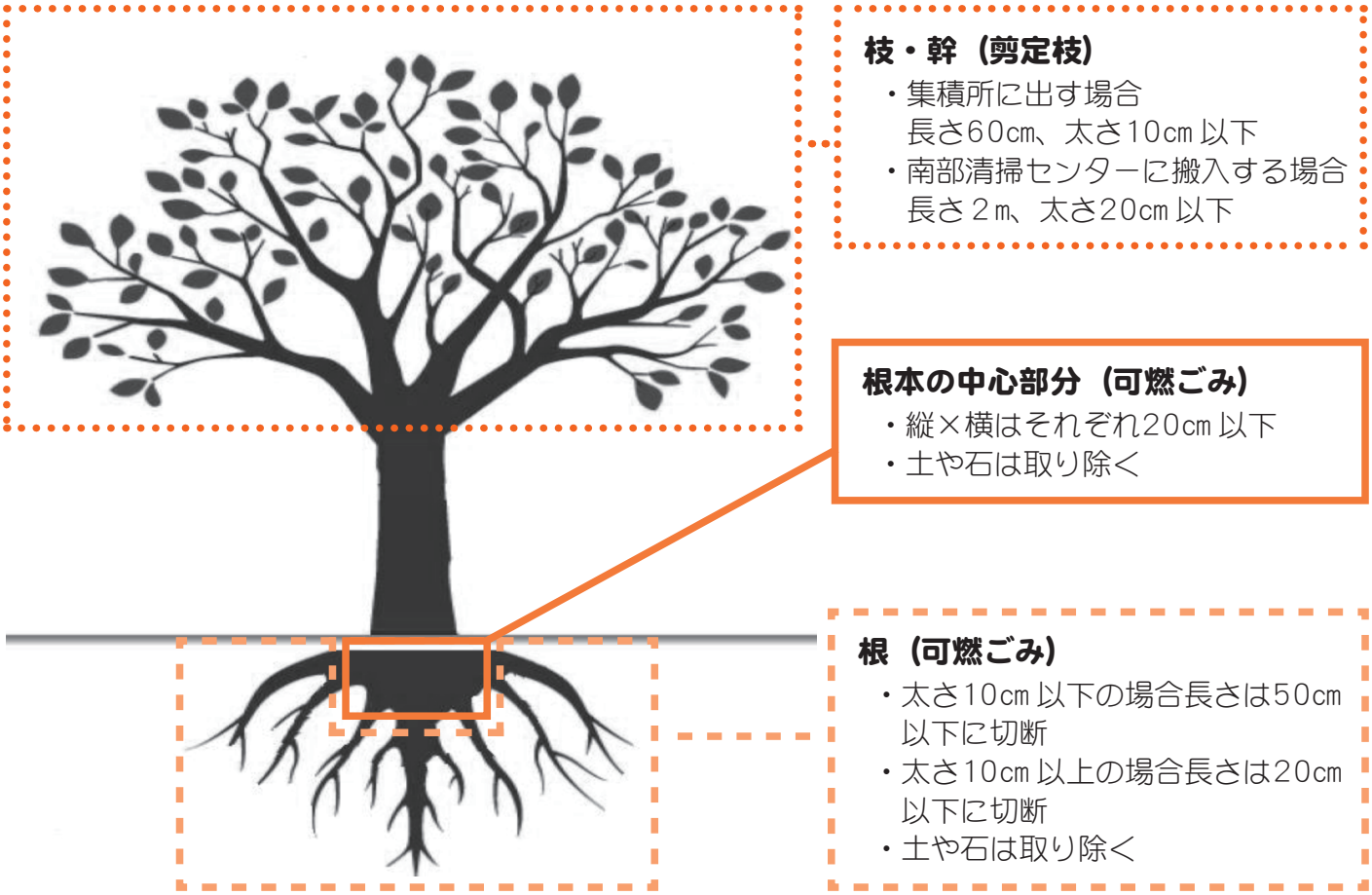

※木の根元の中心部分および根っこは可燃ごみ集積所に出す、または中央清掃センターへの持ち込みいずれの場合も上記のサイズにしてください。

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令中などは、南部清掃センターおよび中央清掃センターへの直接搬入をお断りしている場合がありますのでご注意ください。